**令和６年能登半島地震等による被災を証する書類（施設）**

**※地震による被害**

令和　　年　　月　　日

　　（補助事業者）　　様

　　　　　　　　　　（調査建築士）

住　所　金沢市弥生2丁目1番23号

　　　　　名　称　(一社)石川県建築士事務所協会

　　　　　　　　　 建築士 〇〇〇〇　　××××　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　（　　）

以下の施設について、令和６年能登半島地震等による被災の状況を調査した結果、以下のとおり被災状況を確認したので報告致します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 保有建築資格種類 | 〇〇〇〇　一級建築士　　[登録番号　　　　　　　]  ××××　一級建築士　　[登録番号　　　　　　　] |
| 調査年月日 | 令和7年　　月　　日 |
| 被災建物所在 | 七尾市 |
| 所有者名（補助事業者名） |  |
| 家屋番号又は附属建物種類 |  |
| 建物の種類 |  |
| 被災の原因及び状況の概略 |  |

（１）【外観による調査結果詳細】※該当のチェック欄にレ点（１箇所のみ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | チェック | 被災規模 |
| ① | 一見して建物全部が倒壊 | □ | 全壊 |
| ② | 一見して建物の一部の階が全部倒壊 | □ | 全壊 |
| ③ | 【木造・プレハブのみ】一見して建物全部が流出又はずり落ち | □ | 全壊 |
| ④ | 【木造・プレハブのみ】地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 | □ | 全壊 |
| ⑤ | 【木造・プレハブのみ】地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断 | □ | 全壊 |

（２）【傾斜による判定】※（１）のいずれにも該当しない場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 外壁又は柱の傾斜が【木造・プレハブ】：1/20以上  【非木造】：1/30以上 | □ | 全壊 |
| ② | 【非木造のみ】（基礎ぐいを用いる建物について、）外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出が30cm以上 | □ | 全壊 |

（３）【部位による判定】※（１）（２）のいずれにも該当しない場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 【木造・プレハブ】基礎の損傷率が７５％以上 【非木造】柱又は梁の損傷率が７５％以上 | | □ | 全壊 |
| ② | 建物の損害割合  ※（３）－①に該当しない場合 | ５０％以上 | □ | 全壊 |
| ４０％以上５０％未満 | □ | 大規模半壊 |
| ３０％以上４０％未満 | □ | 中規模半壊 |
| ２０％以上３０％未満 | □ | 半壊 |
| ２０％未満 | □ | 半壊に至らない |
| ０％ | □ | 損壊なし |

※１　「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府　令和６年５月）を参考に現地調査した結果を記載すること。

※２　複数の建物の被災状況を報告する場合、建物１棟につき１部ずつ発行すること。

※３　「全壊」または「大規模半壊」と判断した場合、判断の根拠の説明や当該建物が分かる平面図などを添付すること。